

(指定介護予防訪問看護)
高陽・くにくさ訪問看護ステーション
重 要 事 項 説 明 書

●あと会／3Yのころ

やすらぎ
情こまやかな心

豊かさ
のびのびとした心

喜び
快く受け入れる心

当施設はご利用者に対して指定介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当指定介護予防訪問看護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援１」、「要支援２」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

１．施設経営法人	１
２．ご利用の事業所	１
３．ご利用法人であわせて実施する事業	２
４．職員の配置状況	３
５．当事業所が提供するサービスと利用料金	４
６．サービスの利用に関する留意事項	５
７．秘密保持と個人情報の保護	６
８．事故発生時の対応について	７
９．要望及び苦情等の相談	８
１０．第三者評価の実施状況	９
１１．その他	９

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3460191152

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月8日 |

2. ご利用の事業所

- | | |
|---------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護予防訪問看護 |
| (2) 施設の目的 | 社会福祉法人あと会が開設する高陽・くにくさ訪問看護ステーションが行う指定介護予防訪問看護の事業は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防訪問看護を提供することを目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | くにくさ訪問看護ステーション |
| (4) 施設の所在地 | 広島市安佐北区落合南一丁目11番16-101号 |
| (5) 電話番号 | 082-516-6262 |
| (6) 管理者名 | 越智 菜月 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 事業所の介護予防訪問看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上のお世話や診療の援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。 |
| (8) 開設年月日 | 令和3年7月1日 |
| (9) 通常の事業実施地域 | 広島市安佐北区、安佐南区、東区 |
| (10) 営業日 | 月曜日から金曜日
(ただし祝祭日、年末年始を除く) |
| (11) 受付時間 | 午前8時30分から午後5時30分 |

(12) サービス提供時間 午前9時から午後5時

※電話等により、24時間常時連絡が可能で緊急訪問ができる体制にしております。

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成14年11月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年10月 1日 令和元年10月 1日	—

事業の種類		事業者指定年月日	定員
居宅	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19年10月 1日 平成19年10月 1日	24人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	—

4. 職員の配置状況

【主な職員の配置状況】

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1	—	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
訪問看護師	看護師	4	2	指定介護予防訪問看護の提供にあたる。管理者1名含む。
リハビリ	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	—	—	機能訓練等に従事

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また個々の利用者の状況に応じた加算があり、利用料金、各加算の料金等は別紙に記載しております。

【サービスの概要】

介護予防訪問看護は、看護師・理学療法士等が、利用者の居宅（自宅）を訪問し、次のような療養上のお世話や診療の補助を行います。

① 健康相談

血圧、体温、脈拍、身体の状態のチェック。心の健康チェックも含めた健康相談に応じます。

② 認知症の看護

認知症の利用者のお世話と相談、悪化の予防サービスを致します。

③ 日常生活上の看護

清潔、排泄のお世話、寝たきり、床ずれ予防、食事の介助、環境の整備等を行います。

④ リハビリテーション

理学療法士、作業療法士または、言語聴覚士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための機能訓練を実施します。

⑤ 介護者の相談

あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談や精神的な支援を介護者に提供します。

⑥ 精神・心理的な看護

不安な精神、心理状態のお世話、社会生活への自立援助等を行います。

⑦ 社会資源の使い方相談

市区町村の在宅ケア資源、保健・福祉・医療・看護・介護の資源などの情報を提供致します。

※ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス・支援計画表がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問看護計画に定められます。

【サービス利用料金】

※ 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護ステーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

※ その他各利用料の詳細は、別紙料金表をご参照ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問看護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。（通常の事業実施地域を超えた地点から、路程キロメートルあたり 10円）

※詳細な各実費利用料は、別紙料金表をご参照ください。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービ

ス利用の翌月 26 日（休日の場合は翌営業日）となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービスの提供を行う訪問看護師

サービス提供時に、担当の訪問看護師を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

（2）サービスの提供を行う訪問看護師

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

②事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合は契約者又は家族代表者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は介護予防訪問看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

介護予防訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（4）訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご契約者に対する介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

②ご契約者の家族等に対する介護予防訪問看護サービスの提供

- ③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

8. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

(1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合

- ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
- ②発生状況・受傷状況を確認し、緊急連絡先に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
- ③事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者又は家族代表者に誠実に説明し再発防止に努めます。

(2) 契約者の財物が破損・紛失した場合

- ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を管理者に報告し、管理者より速やかに家族代表者へ連絡します。
- ②事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者又は家族代表者に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

9. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：常務理事 横山 輝代子
2. 苦情受付担当者：訪問看護師 越智 菜月
電話番号 : 082-516-6262
3. 第三者委員 : 阿戸地区民生委員・児童委員協議会会長 松田 英子
阿戸地区社会福祉協議会 理事 下河 啓一
4. 苦情解決の方法
 - ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
 - ② 受付担当者は事業所職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
 - ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
 - ④ その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市役所介護 保険課	所在地 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団 体連合会	所在地 広島市中区東白島町10-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 0．第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示の状況	—

1 1．その他

(1) 確認

当事業所ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

契約者に係る介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護予防訪問看護計画を作成するものとします。事業者は、介護予防訪問看護計画について、契約者又は家族代表者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。契約者に係る介護予防サービス・支援計画表が変更された場合、もしくは契約者又は家族代表者の要請に応じて、介護予防訪問看護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者又は家族代表者と協議して、介護予防訪問看護計画を変更するものとします。介護予防訪問看護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、ご利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1
社会福祉法人 あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、令和3年 7月 1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和4年10月 1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和5年 3月 1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和6年 6月 1日から施行する。